

管理職への任用状況等について(平成27年度)

1. 管理職への任用に関する状況(平成27年10月1日時点)

(1) 管理職員数及び割合

試験区分		I種試験等		II種試験等		III種試験等		その他		合計	
		人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性
室長級	人数(人)	111	16	23	1	30	0	14	3	178	20
	割合	62.4%	14.4%	12.9%	4.3%	16.9%	0.0%	7.9%	21.4%	100%	11.2%
課長級	人数(人)	90	11	6	0	7	0	16	1	119	12
	割合	75.6%	12.2%	5.0%	0.0%	5.9%	0.0%	13.4%	6.3%	100%	10.1%

(注)1 「管理職(管理職員)」とは、本府省内部部局、外局の内部部局、内閣府北方対策本部、内閣府子ども・子育て本部、内閣府国際平和協力本部に属する官職であって、職制上の段階が「室長級」又は「課長級」の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。

2 「I種職員等」とは、国家公務員採用I種試験、その他I種試験に準ずる試験をいう。

3 「II種職員等」とは、国家公務員採用II種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他II種試験に準ずる試験をいう。

4 「III種職員等」とは、国家公務員採用III種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他III種試験に準ずる試験をいう。

5 「その他」とは、選考採用者などをいう。

6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。

(2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

	採用府省以外の府省での勤務者数			採用府省以外の府省からの勤務者数		
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計
合計(人)	34	33	67	13	4	17

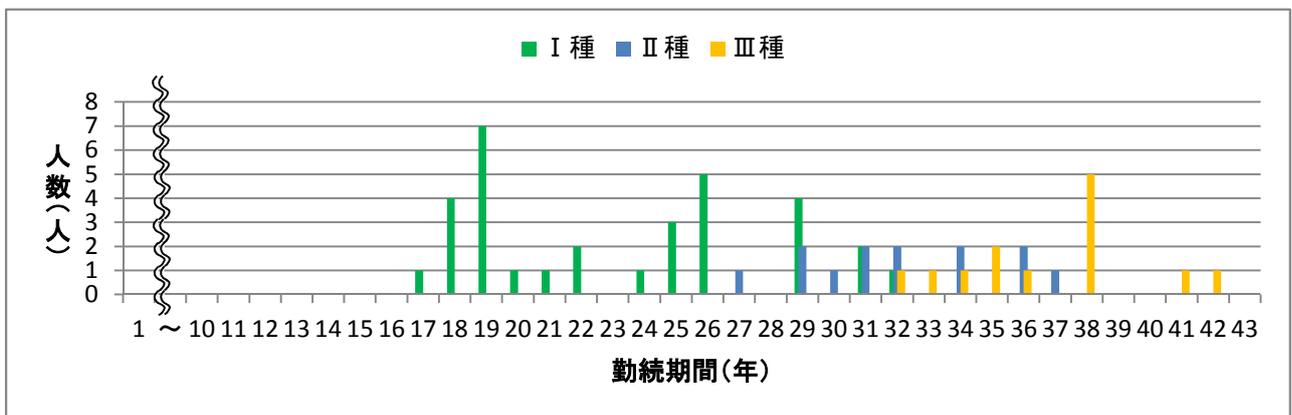
2. 本府省管理職に初めて任用された者についての状況(平成26年10月2日～平成27年10月1日)

(1) 本府省管理職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数

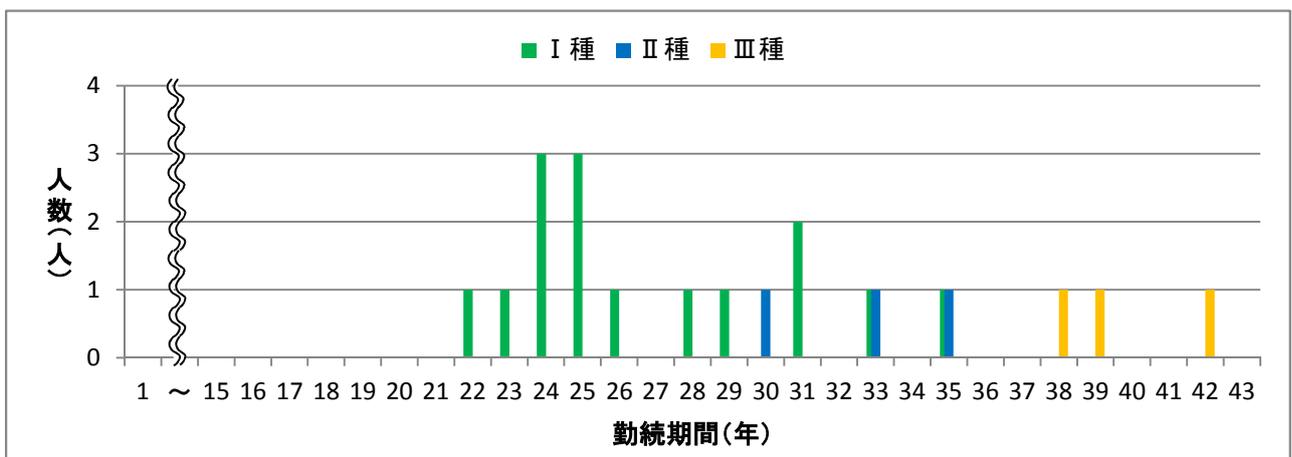
イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

試験区分		I種試験等		II種試験等		III種試験等		その他		合計	
		人数	うち女性	人数	うち女性	人数	うち女性	人数	うち女性	人数	うち女性
室長級	人数(人)	32	8	13	0	13	0	5	1	63	9
	割合	50.8%	25.0%	20.6%	0.0%	20.6%	0.0%	7.9%	20.0%	100%	14.3%
課長級	人数(人)	15	0	3	0	3	0	4	0	25	0
	割合	60.0%	0.0%	12.0%	0.0%	12.0%	0.0%	16.0%	0.0%	100%	0.0%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2) 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の出向経験

(単位:人)

出向回数	0回	1回	2回以上
室長級	8	17	38
課長級	2	3	20

(注)「出向」には、他府省、在外公館、地方公共団体、民間企業等が含まれる。

3. これまでの慣行にとられない人事運用を行った取組例(平成26年10月2日～平成27年10月1日)

- ・従来、国家公務員採用I種試験採用職員のみが就いていた「職業安定局雇用政策課雇用復興企画官」のポストに、平成27年8月1日付で国家公務員採用初級試験の採用職員を初めて登用した。
- ・従来、国家公務員採用I種試験採用職員のみが就いていた「雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課均衡待遇推進室長」のポストに、平成27年4月1日付で労働基準監督官採用試験の採用職員を初めて登用した。
- ・平成27年4月1日付けで、1名を課長補佐級の官職から、二段階上位の職制上の段階に属する課長級の官職に昇任させた。

4. 採用(選考を含む)の状況(平成26年10月2日～平成27年10月1日)

(1) 採用職員数

(単位:人)

総数	うち女性
1,371	599

(2) 選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

(単位:人)

選考によって新たに採用した者				
	うち女性	うち公募手続を経て採用した者		
	(割合)	(割合)	うち女性 (割合)	
560	338 (60.4%)	469 (83.8%)	290 (61.8%)	

(注)「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体・独立行政法人等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

(3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的理由

<p>(国立ハンセン病療養所)</p> <p>○所長・副所長……ハンセン病療養所の管理・運営には医療に関する高度な知識・経験が必要となることに加え、入所者自治会・地元自治体・大学病院等の関係機関との調整にあたる能力を有する必要があることから、適任者を採用した。</p> <p>○看護助手(行政職(二))……入所者はハンセン病の後遺症に加えて、高齢化に伴う認知症が増加していることから、介護業務にあたる看護助手については、ハンセン病の知識及び入所者との信頼関係を有する者を、療養所に勤務する非常勤職員から採用した。</p> <p>(地方厚生局)</p> <p>○指導医療官……職務の性質上、保険医療行政上の非常に強い権限を有する立場に立つこととなるため、公平、公正かつ真摯な人格が要求されるとともに、医学的な常識等の面で職務の実施に差し障りがある者であってはならないとされており、これら指導医療官に要求される資質、人柄等を、面接等により短期間に判断することは極めて困難であることから、「選考採用」による採用を行うこととされている。</p> <p>(育児休業代替職員)</p> <p>育児休業取得者が急遽発生し、当該職員の職務が職業紹介業務であったが部下に非常勤職員を複数抱えている状況にあった。このため、管理職不在時には部門を代表する事のできる、管轄地域の雇用情勢や雇用保険制度にも精通している人材が早急に必要となったことから、公募を実施しなかった。</p>
--

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

(単位:人)

幹部職(相当職含む)		管理職(相当職含む)		課長補佐(相当職含む)		係長(相当職含む)以下	
うち女性		うち女性		うち女性		うち女性	
2	0	3	1	44	18	511	319

(5) 選考採用により管理職以上を採用した事例

国立療養所菊池恵楓園所長
国立療養所栗生楽泉園所長
国立療養所長島愛生園副所長
国立保健医療科学院統括研究官
国立感染症研究所動物管理室長